

第 21 回産業統計部会の意見等について

<調査対象品目について>

- ① 今回の調査計画案において、削除や統合を予定している生産品目については、工業統計調査における年間出荷額がおおむね100億円未満の品目であることを基準としているが、これは単年度の出荷額だけで判断するのか、あるいは過去何年間かの平均でみているのか。

品目を削除する場合には、単年で100億円に満たないからすぐに調査対象品目から削除というようなことはせず、3年程度の動向の推移を見て、社会情勢や品目の特性なども考慮し、今後の増加が見込めない品目について、次回の改正で削除や統合を予定していることを原局・原課に情報提供し、それについての原課や業界などの意見、要望等の調整を図るなど総合的に判断した上で、調査対象品目から削除しております。

- ② 調査対象品目の見直しについては、経済の実態を的確に捉えるために柔軟に行うことができるよう、統計審議会の前回答申における「見直しに関する統一基準」を有効に活用していただきたい。

近年の著しい経済のグローバル化や産業構造の急速な変化等に対応するため、鉱工業の生産活動の動態をより適確に把握するために、「見直しに関する統一基準」が今度しばらくの間は、基準として適当であるとの判断をいただければ、今後の調査票改正に当たっては「見直しに関する統一基準」を有効に活用し、調査対象品目の見直しについて迅速に対応したいと考えております。

<調査事項について>

- ① エネルギー消費項目（燃料、電力）の削除により、月次データが得られなくなる点については、本調査と同じ月次調査である「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」（基幹統計調査）でエネルギー消費項目を把握していることから、その結果を利用することができるのであれば、問題はないと考えるが、これについて、ユーザーに対し説明する必要がある。

製造業におけるエネルギー消費の大きな9業種（鉄鋼、化学、紙・パルプ等）の大規模事業所については、経済産業省特定業種石油等消費統計調査（以下「石消調査」という。）で把握しております。（別紙1 参照）当該9業種以外の製造業の一部に

ついて、経済産業省生産動態統計調査（以下「本調査」という。）で調査してきましたが、本調査が把握する電力・燃料の消費データは、石消調査と比べて極めて小さいことから（別紙2-1～3 参照）、月々の動きを見てゆくには、本調査の電力・燃料の消費データがなくても、石消調査の消費データがあればエネルギー消費を把握することは十分に可能と思われます。また、本調査の月次によるエネルギー消費データの最大ユーザーは、エネルギーバランス表を作成している資源エネルギー庁総合政策課及びエネルギー経済研究所であります。両者には今回の改正の内容を説明し、エネルギーの動向把握は、石消調査で対応が出来るということで、ご理解いただいております。また、一般利用者については、今回の改正について任意のパブリック・コメントにより意見募集を行っております。

- ② 「原材料」欄については、環境・エネルギー分野に関する品目は削除しないということだが、環境分野で使われているセメントの原材料である石灰石は削除する計画になっているが、検討の余地があるのではないか。

セメント及びセメント製品を所管する製造産業局住宅産業窯業建材課に再度、問い合わせを行ったところ、「主なセメントの二酸化炭素排出原単位（セメント1kgを製品製造運搬課程で排出される二酸化炭素量）については国土交通省や業界の資料（別紙3 参照）等で示されているため、製品の生産数量により二酸化炭素の排出量は推計が可能である。よって、現在まで生産動態統計調査の「石灰石の消費」を利用したことがなく、原材料欄を削除することについて了解した。また、今後についても、現在、利用することは想定されていない。」との回答を得ております。

- ③ 生産能力については、一般機械関係について十分な調査ができていないのではないか。

平成22、23年の調査票をみると、製品欄の調査品目数に対する生産能力調査品目数の割合は全月報で約37%となっております。これを公表している月報の単位にまとめてみたところ、一般機械関係が含まれる機械統計月報は、約28%と平均を下回っております。これは、機械統計月報は、生産設備に用いる品目や機械部品といったような種々雑多なものの集まりといった品目があり、これらについては、項目や能力の調査単位などを定義づけることが困難であることから他の業種と比べて能力調査品目が少ないのは事実ではありますが、定義や実際にその数値が記載可能かなどについて業界や企業と打ち合わせを行うなどして、今後も鉱工業指数のうち生産能力指数及び稼働率指数の精度向上のために努力して参ります。

④ 生産能力はどのような考え方で調査をしているのか。

本問は、「設備調査」から「能力調査」への切り替えについての考え方のご質問としますので、以下のとおり回答します。

現在、「設備調査」として調査しているものは、繊維関連の5月報（紡績糸、織物、敷物・フェルト・不織布、ニット・衣服縫製品、二次製品）があります。このうち、今回の改正により「敷物・フェルト・不織布月報」と「二次製品月報」について「能力調査」に変更して調査を考えております。変更にあたっての考え方は、従来は、Aの機械の能力が100、Bの機械の能力が500であった場合に、単に設備台数が2台としてきたものもありました。この場合、それぞれの機械が1ヶ月の間にどれだけ稼働したのか実態を反映しているかは必ずしも言えないことから、個々の機械が織れる面積など生産量を直接調査することが可能なものに変更して生産能力指数や稼働率指数の精度向上を図るようになります。残りの3月報についても、今後、調査対象者の理解や協力が得られた時点で、順次、調査票を変更してゆきたいと考えております。

⑤ 橋りょうと圧延機械について「月間進ちょく量」を削除するとしているが、その理由は何か。

2,000t以上の橋りょうについては、長期生産物の経済活動を捉えるために進ちょく量調査を行ってきましたが、共同企業体での受注契約が多く、共同企業体としては、2,000t以上の受注であっても、各企業から見た場合には必ずしも2,000t以上ではないことから当該調査項目への記入が少なく、調査の必要性が薄くなっていることにより当該調査項目を削除します。一方、圧延機械については、1,000t以上の製品の進ちょく量を調査するものでありますが、1,000t以上の製品が年間に数台しか生産されないこと。また、調査対象事業所数が少なく公表が困難（秘匿）であることから当該調査欄を削除します。

⑥ 鉱工業指数の精度向上のために、「生産内訳及び月間進ちょく量」の対象品目を拡大する必要があるのではないか。

現時点では、「生産内訳及び進ちょく量」として採用を検討している品目はございませんが、この先、鉱工業指数の精度向上のために必要な「生産内訳及び月間進ちょく量」の品目があれば、調査の可能性等について検討させていただきます。

- ⑦ 生産実態を把握するために、新規受注が少ない業種において改造及び修理を主に行っている品目については、数量、金額を把握する方がよいのではないか。

本調査は、生産活動の動向を把握する調査でありますから、新しく造ったものを把握して、改造や修理と区分しております。

新規受注が少ない業種としては、例えば、家庭の使用量を計測するガスメーターや電気メーターがありますが、これらの総需要数は「新築住宅戸数＋メーター更新個数」になります。両方とも10年程度で法令により更新が義務付けられており、その際、電池等を取り替えかつ検収した中古品を取り付ける場合があります。当然のことながら、中古品価格の方が安いので、中古品で足りない部分は新品で賄うということになっていると思います。これらについては、実際にメーターメーカーが、中古品のリニューアルも行っていますが、生動の対象は新品の製造のみになります。

また、修理については、そのままの修理もあればメンテナンスというものもありまして、サービス業の範囲に該当するため、生産動態統計での調査は考えていません。

<他統計との関係について>

- ① 今回の変更により、本調査結果を基礎データとして作成している他の加工統計（四半期別GDP速報、鉱工業指数）について影響はないのか。

四半期別GDP速報を作成している内閣府や鉱工業指数を作成している経済産業省経済解析室には、今回の改正資料である「改正の概要」、「改正後の調査票」、「調査票の新旧表」を見てもらっておりまして、影響は、ほとんどないという回答を得ております。特に、鉱工業指数に係る削除品目の影響度について、機械統計月報の21年の生産額約51兆円に与える廃止される品目の影響度は0.07%で、鉱工業指数への影響はほとんどないと言えます（別紙4 参照）。

- ② 一次統計と加工統計の連携を強化する必要がある。具体的には、四半期別GDP速報には販売金額が必要であることから、本調査において販売金額を可能な限り把握すべきではないか。

経済産業省生産動態統計調査において、金額に関する調査項目がない月報は、鉄鋼、化学繊維、紡績糸、織物、鉱物及びコークス（新）、石油製品ですが、これらを除く製品欄の91%の品目については、金額調査を実施しております。経済産業省生産動態統計調査は、足元の生産活動を適確に早く、把握するという重要な使命を帯びており、報告者からの正しい数値の報告が何よりも大切であり、

独特な商慣習（①荷動きと決済のタイミングが同じではなく販売金額の把握が困難である ②依頼を受けて製品を加工し、その加工賃のみを受け取るような業種については、事業所は販売金額を記載出来ないことから生産数量と販売金額がリンクしないなど）が存在する業種については、金額の報告が困難であるため、調査項目として無理に採用することによる提出の遅れ、誤報告の発生等多大な弊害が発生いたします。調査は何よりもまして、報告者の理解が必要であり、ここ10年間の努力により2月報については金額調査が実現しましたが、それ以外の調査については困難と整理したものであります。

③ 他の統計調査と調査対象が重複する事業所については、例えば、調査間で整理番号等を共通化することにより、事業所の規模など基本情報の共有化が可能となるのではないか。

経済センサス調査が実施され、例えば、総務省が整備する事業所母集団データベースなどにより、将来的に、企業番号や事業所番号などの整理番号が一元的に管理され、名簿データが常時更新されるのであれば、そのような利用も可能と考えています。

